



新潟県公報

令和3(2021)年
5月18日(火)
第204号

目 次

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正.....	477
告 示	
○予定保安林.....	479
○母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務の委託.....	480
○肥料の登録.....	481
○肥料登録の有効期間の更新.....	481
○肥料登録の失効.....	488
公 告	
○令和3(2021)年度毒物劇物取扱者試験の実施.....	488
○令和3(2021)年度登録販売者試験の実施.....	490
○土地改良区役員の退就任.....	491
○土地区画整理組合理事の就任.....	492
正 誤	
○令和3(2021)年第200号中	493

規 則

新潟県規則第二十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月十八日

新潟県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年新潟県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 障害補償年金は、附則第三項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>一 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 障害補償年金は、附則第三項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>一 略</p>

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生日が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額に一を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全部につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

9 13 略

14 遺族補償年金は、附則第九項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第五条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第五条の二第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第十八項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するもの

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、百分の五

に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額に一を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全部につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五

に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

9 13 略

14 遺族補償年金は、附則第九項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第五条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第五条の二第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第十八項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するもの

とする。

一 略

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16 18 略

とする。

一 略

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五

に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16 18 略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第七項及び第八項の規定は令和二年四月一日以後に開始する障害補償年金の支給の停止について、同規則附則第十四項及び第十五項の規定は同日以後に開始する遺族補償年金の支給の停止について適用し、同日前に開始した障害補償年金及び遺族補償年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(職員厚生課)

告 示

栃木県告示第280号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3（2021）年5月18日

栃木県知事 福田 宣 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市南小来川2597-1、2597-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南小来川2597-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字高貝7760、7762、7763、字出入7805、7806-1、7806-2、字岩山7807、7808

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高貝7762・7763・字出入7806-2（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市雲岩寺字深谷691、693、694、695-1、695-2、696-1、696-3から696-11まで、697から699まで、700-1、700-2、701-1、701-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和3（2021）年4月1日付けで次

のとおり母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3(2021)年5月18日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条（同法第31条の6及び第32条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

(こども政策課)

栃木県告示第282号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3(2021)年5月18日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
栃木県第1921号	混合石灰肥料	粒状混合消石灰	アルカリ分 72.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	共同肥料有限会社 栃木県小山市若木町一丁目11番37号	令和3(2021)年1月5日
栃木県第1922号	混合石灰肥料	72粒状混合消石灰	アルカリ分 72.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	令和3(2021)年3月19日

栃木県告示第283号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3(2021)年5月18日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
------	-------	-------	-----------	--------	-----------------	-------

栃木県 第1517号	混合石灰肥料	粒状混合 苦土消石灰	アルカリ分 78.0 く溶性苦土 23.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	田政礮業株式会社 栃木県栃木市沼和田 町5番41号	令和2 (2020)年 10月2日
栃木県 第1826号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1827号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1828号	消石灰	18苦土消 石灰	アルカリ分 70.0 く溶性苦土 18.0	該当なし	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1829号	消石灰	72顆粒消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1830号	炭酸カルシウム肥料	16炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1831号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町378番地	令和2 (2020)年 10月7日
栃木県 第1288号	炭酸カルシウム肥料	顆粒炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	駒形石灰工業株式会 社 栃木県佐野市あく と町4201番地	令和2 (2020)年 10月16日
栃木県 第1447号	炭酸カルシウム肥料	16炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	田源石灰工業株式会 社 栃木県栃木市河合町 2番3号	令和2 (2020)年 10月25日

栃木県 第1290号	混合石灰肥料	果粒混合 炭酸苦土 石灰	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	駒形石灰工業株式会社 栃木県佐野市あくど町4201番地	令和2 (2020)年 11月9日
栃木県 第1615号	消石灰	70防散消 石灰	アルカリ分 70.0 く溶性苦土 5.0	該当なし	有限会社飯塚石灰工業所 栃木県鹿沼市加園975番地	令和2 (2020)年 11月15日
栃木県 第1205号	生石灰	30苦土生 石灰特号	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	岡田石灰工業株式会社 栃木県栃木市鍋山町440番地	令和2 (2020)年 11月17日
栃木県 第1206号	炭酸カルシウム肥料	53炭酸カルシウム	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	田政砒業株式会社 栃木県栃木市沼和田町5番41号	令和2 (2020)年 11月17日
栃木県 第1450号	炭酸カルシウム肥料	17炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 17.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	田政砒業株式会社 栃木県栃木市沼和田町5番41号	令和2 (2020)年 11月22日
栃木県 第1355号	生石灰	顆粒40苦土生石灰肥料	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 40.0	該当なし	田源石灰工業株式会社 栃木県栃木市河合町2番3号	令和2 (2020)年 11月25日
栃木県 第1795号	混合石灰肥料	粒状腐植酸入り苦土石灰肥料	アルカリ分 48.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	東野産業株式会社 栃木県栃木市都賀町家中4837番地	令和2 (2020)年 11月28日
栃木県 第1833号	生石灰	30苦土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	シーシーエフジャパン株式会社 愛知県岡崎市市場町字東町13番地	令和2 (2020)年 12月10日

栃木県 第1834号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	シーシーエフジャパ ン株式会社 愛知県岡崎市市場町 字東町13番地	令和2 (2020)年 12月10日
栃木県 第1835号	消石灰	72顆粒消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	シーシーエフジャパ ン株式会社 愛知県岡崎市市場町 字東町13番地	令和2 (2020)年 12月10日
栃木県 第1836号	炭酸カルシ ウム肥料	16炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制 限事項は、 公定規格の とおり	シーシーエフジャパ ン株式会社 愛知県岡崎市市場町 字東町13番地	令和2 (2020)年 12月10日
栃木県 第1837号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制 限事項は、 公定規格の とおり	シーシーエフジャパ ン株式会社 愛知県岡崎市市場町 字東町13番地	令和2 (2020)年 12月10日
栃木県 第1454号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状15炭 酸苦土石 灰肥料	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制 限事項は、 公定規格の とおり	岡田石灰工業株式会 社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	令和2 (2020)年 12月13日
栃木県 第1728号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土 カル	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制 限事項は、 公定規格の とおり	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立 町2番地12	令和2 (2020)年 12月13日
栃木県 第1729号	生石灰	顆粒30苦 土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立 町2番地12	令和2 (2020)年 12月13日
栃木県 第1730号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立 町2番地12	令和2 (2020)年 12月13日
栃木県 第1732号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸苦土 石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制 限事項は、 公定規格の とおり	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立 町2番地12	令和2 (2020)年 12月13日

栃木県 第1733号	混合石灰肥料	粒状混合 石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立町2番地12	令和2 (2020)年 12月13日
栃木県 第1457号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土 15炭カル肥料	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	東洋砒業株式会社 栃木県佐野市吉水駅前一丁目20番16	令和2 (2020)年 12月18日
栃木県 第1664号	混合石灰肥料	粒状混合 消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社エクセル・ パル 栃木県栃木市平井町 749番地	令和2 (2020)年 12月20日
栃木県 第1838号	消石灰	72.0粒状 消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	村樫石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町 1番10号	令和2 (2020)年 12月25日
栃木県 第1735号	生石灰	顆粒30苦 土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	大竹工業株式会社 栃木県佐野市山菅町 3337番地	令和3 (2021)年 1月10日
栃木県 第1736号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	大竹工業株式会社 栃木県佐野市山菅町 3337番地	令和3 (2021)年 1月10日
栃木県 第1737号	混合石灰肥料	粒状混合 消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大竹工業株式会社 栃木県佐野市山菅町 3337番地	令和3 (2021)年 1月10日
栃木県 第1738号	炭酸カルシウム肥料	顆粒15炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	日本苦土工業有限会 社 栃木県佐野市葛生東 1丁目9番1号	令和3 (2021)年 1月24日

栃木県 第1839号	炭酸カルシウム肥料	粒状50炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	白石カルシウム株式会社 大阪府大阪市北区同心二丁目10番5号	令和3 (2021)年 1月27日
栃木県 第1840号	混合石灰肥料	スーパー粒状混合消石灰	アルカリ分 70.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	東洋礫業株式会社 栃木県佐野市吉水駅前一丁目20番16	令和3 (2021)年 1月27日
栃木県 第1841号	混合石灰肥料	粒状混合苦土消石灰	アルカリ分 75.0 可溶性苦土 20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	田源石灰工業株式会社 栃木県栃木市河合町2番3号	令和3 (2021)年 1月27日
栃木県 第1207号	炭酸カルシウム肥料	10炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大竹工業株式会社 栃木県佐野市山菅町3337番地	令和3 (2021)年 1月29日
栃木県 第1797号	混合石灰肥料	75粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	東野産業株式会社 栃木県栃木市都賀町家中4837番地	令和3 (2021)年 2月9日
栃木県 第1740号	消石灰	羽鶴防散消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	日鉄鋳業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和3 (2021)年 2月12日
栃木県 第1459号	混合石灰肥料	72.0くみあい粒状混合消石灰	アルカリ分 72.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	令和3 (2021)年 2月13日
栃木県 第587号	副産石灰肥料	マグライム印50副生石灰	アルカリ分 50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	清水石灰工業株式会社 栃木県佐野市山菅町3637番地	令和3 (2021)年 2月20日

栃木県 第1461号	炭酸カルシウム肥料	17炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 17.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	有限会社日本マグライム工業 栃木県栃木市片柳町二丁目26番13号	令和3 (2021)年 2月21日
栃木県 第1460号	炭酸カルシウム肥料	16炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	有限会社飯塚石灰工業所 栃木県鹿沼市加園975番地	令和3 (2021)年 2月21日
栃木県 第1802号	混合石灰肥料	粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社飯塚石灰工業所 栃木県鹿沼市加園975番地	令和3 (2021)年 3月9日
栃木県 第1362号	消石灰	22苦土消石灰肥料	アルカリ分 75.0 く溶性苦土 22.0	該当なし	日本肥料株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	令和3 (2021)年 3月15日
栃木県 第1801号	混合石灰肥料	粒状混合石灰肥料	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社栃木カルテック 栃木県栃木市河合町5番3号岡ビル3階	令和3 (2021)年 3月15日
栃木県 第1463号	炭酸カルシウム肥料	粒状15炭酸苦土石灰肥料1号	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和3 (2021)年 3月22日
栃木県 第1464号	炭酸カルシウム肥料	粒状15炭酸苦土石灰肥料2号	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、 公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和3 (2021)年 3月22日
栃木県 第1245号	消石灰	10苦土消石灰	アルカリ分 70.0 く溶性苦土 10.0	該当なし	有限会社飯塚石灰工業所 栃木県鹿沼市加園975番地	令和3 (2021)年 3月30日

栃木県 第1246号	消石灰	18苦土消 石灰	アルカリ分 70.0 く溶性苦土 18.0	該当なし	有限会社飯塚石灰工 業所 栃木県鹿沼市加園 975番地	令和3 (2021)年 3月30日
---------------	-----	-------------	--------------------------------	------	--	-------------------------

栃木県告示第284号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3（2021）年5月18日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の 名称	保証成分量（%）	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効 年月日
栃木県 第1553号	混合石灰肥 料	混合石灰 肥料30号	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 6.0	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり	秩父ケミカル株式会 社 東京都千代田区外神 田五丁目2番3号	令和2 (2020)年 11月11日
栃木県 第1832号	副産植物質 肥料	乾燥茶葉 肥料	窒素全量 3.5 加里全量 1.5	該当なし	株式会社関東農産 栃木県那須郡那須町 大字高久甲字道西 2691番地3	令和2 (2020)年 11月27日
栃木県 第1734号	混合石灰肥 料	羽鶴粒状 混合消石 灰	アルカリ分 75.0	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の 内二丁目3番2号	令和3 (2021)年 1月13日
栃木県 第1741号	混合石灰肥 料	ほう素入 り顆粒苦 土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0 水溶性ほう素 0.50	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり	田沢工業株式会社 栃木県佐野市豊代町 585番地	令和3 (2021)年 2月3日

(経営技術課)

公 告

○令和3（2021）年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のと

おり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。
令和3（2021）年5月18日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

令和3（2021）年9月8日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス 宇都宮市峰町350

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に係るものに限る、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に係るものに限る。）

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部（所定用紙使用）
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部（所定用紙使用）
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部（所定用紙使用）

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

令和3（2021）年7月7日（水）から同月9日（金）までとする（郵送による場合は書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるもの限り有効とする。）。

(2) 提出先

持参による場合は、各健康福祉センター又は宇都宮市保健所に提出すること。

郵送による場合は、栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。

8 試験結果の発表

令和3（2021）年10月8日（金）午前11時から同月22日（金）午後5時までの間、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問合せには応じない。

9 試験結果の簡易開示

受験者本人の筆記試験及び実地試験の得点については、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に限る。）、栃木県保健福祉部薬務課において、口頭により開示の請求をすることができる。この場合において、開示の請求をする者は、受験者本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等の身分証明書）を持参の上、これを提示すること。

10 受験手数料

10,500円（栃木県収入証紙で納付すること。）

11 その他

- (1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課 電話028-623-3119

(2) 受験対象者について

本年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、申し込み時点で県内に居住若しくは在勤（在学）している者を対象とする。

(3) 受験願書の配布について

各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部薬務課において令和3（2021）年6月3日（木）から配布する。

（薬務課）

○令和3（2021）年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

令和3（2021）年5月18日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

令和3（2021）年9月9日（木） 午後0時30分から午後5時15分まで

2 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（宇都宮市峰町350） 又は

宇都宮大学陽東キャンパス（宇都宮市陽東7-1-2）

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

※いずれの受験会場で受験するかは、受験票で通知する。

3 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 医薬品の共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、写真票、受験票及びチェックシートは、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するものを使用する。

(1) 写真票

写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。）を貼付け、所定の事項を記入したもの。

(2) 受験票

(3) チェックシート

5 提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和3（2021）年6月21日（月）から同月30日（水）までの間に郵送により出願すること（郵送は、書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限って有効とする。）。

(2) 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田一丁目1番20号

栃木県保健福祉部薬務課

6 受験通知

受験願書提出者には受験通知書を送付する。

7 試験結果の発表

令和3(2021)年10月15日(金)午前11時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問合せには、一切応じない。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

8 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を栃木県保健福祉部薬務課において口頭で開示請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明書)を持参すること。

9 受験手数料

15,000円(栃木県収入証紙で納付すること。)

10 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課

電話028-623-3120

(2) 受験願書等の配布について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、令和3(2021)年6月1日(火)から配布する。

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3(2021)年5月18日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大岩藤土地改良区	理 事	小野 重雄		栃木市岩舟町静1745-1	令和2(2020). 12.6	
下飯田土地改良区	理 事	安納 久		宇都宮市飯田町407	令和3(2021). 3.31	
	〃	安納 忠		〃 〃 366-1	〃	
	〃	安納 正義		〃 〃 408-1	〃	
	〃	安納 訓彦	安納 訓彦	〃 〃 207-2	〃	令和3(2021). 4.1
	〃	安納 智幸	安納 智幸	〃 〃 498	〃	〃
	〃	安納 豊	安納 豊	〃 〃 102-1	〃	〃
	〃		福田 勝	〃 〃 1-8		〃
	〃		福田 修一	〃 〃 34		〃
	〃		福田 啓一	〃 〃 9		〃
	監 事	安納 恭司		〃 〃 392		令和3(2021).

					3.31	
	監事	安納 広	安納 広	宇都宮市飯田町482	令和3 (2021). 3.31	令和3 (2021). 4.1
	〃	安納 輝雄	安納 輝雄	〃 〃 502	〃	〃
	〃		安納 久	〃 〃 407		〃
姿川 土地改良区	理事	金田 光夫		宇都宮市砥上町519	令和3 (2021). 3.31	
	〃	岡田 武	岡田 武	〃 〃 896	〃	令和3 (2021). 4.1
	〃	佐藤 光一	佐藤 光一	〃 下砥上町859	〃	〃
	〃	佐藤 房男	佐藤 房男	〃 上欠町701	〃	〃
	〃	安生 清	安生 清	〃 下荒針町3838-4	〃	〃
	〃	渡邊 誠一	渡邊 誠一	〃 〃 3858	〃	〃
	〃	佐藤 誠一	佐藤 誠一	〃 下欠町851	〃	〃
	〃	宇賀神武雄	宇賀神武雄	〃 〃 289	〃	〃
	〃	植木 政夫	植木 政夫	〃 下砥上町1251	〃	〃
	〃	岡田 修一	岡田 修一	〃 砥上町899-2	〃	〃
	〃	吉澤 貴志	吉澤 貴志	〃 〃 424-1	〃	〃
	〃		佐藤 伴康	〃 上欠町146		〃
	〃		吉澤 清之	〃 砥上町437-1		〃
	監事	植木 和男		〃 下砥上町1187	令和3 (2021). 3.31	
	〃	鈴木 宏美	鈴木 宏美	〃 砥上町619	〃	令和3 (2021). 4.1
	〃	横山 陽一	横山 陽一	〃 〃 229	〃	〃
	〃		今泉 弘	〃 兵庫塚町175		〃

(農地整備課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和3(2021)年5月18日

栃木県知事 福田 富一

土地区画 整理組合名	氏名	住所	届出年月日
---------------	----	----	-------

真岡市中郷・萩田 土地区画整理組合	金子 洋	真岡市中郷146番地	令和3(2021)年 4月26日
	金田 誠一	真岡市熊倉町942番地1	
	金田 利夫	真岡市熊倉町924番地1	
	齊藤 博繁	真岡市熊倉町908番地9	
	櫻井 勝雄	真岡市熊倉町910番地1	
	芝野 守	真岡市中郷198番地7	
	高木 正夫	真岡市熊倉町937番地	
	仁平 謹三	真岡市中郷225番地2	
	菱沼 和夫	真岡市中郷248番地2	
	渡辺 一男	真岡市中郷198番地3	

(都市計画課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和3 (2021)年 第200号	451	6～8	令和3 (2021). 3.29	令和3 (2021). 3.29